

中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成29年8月18日第1回中種子町農業委員会総会を防災センター1階
・第一会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

永浜三津子・梶原誠・浦元隆一・杉浦重喜
上妻廣美・花野進・日高隆克・鳥居幸洋
石堂季男・鮫島安平・中崎和行・東道洋・濱脇嘉則

3. 欠席委員 なし

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について

日程 第5 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更について

日程 第6 承認第2号 農用地利用集積計画について

5. 議事

(事務局長)ただいまから、第1回中種子町農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。本日の出席委員は13名、全員出席で、
定足数に達しており、総会は成立しております。それでは、中種子町
農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております
ので、以降の会議の進行は会長をお願いいたします。

(議長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配
りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農
業委員会会議規則第10条の規定によって、3番浦元委員、5番杉浦
委員を指名します。

(議長)日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総
会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

(議長)日程第3、議案第1号、「農地法第3条申請について」を議題としま
す。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の1頁をお開き下さい。議案第1号、農地法

第3条申請について説明いたします。所有権移転，件数4件，筆数7筆，面積 8,175 m²，田 734 m²，畑 7,441 m²。貸借権設定，件数4件，筆数6筆，面積 20,154 m²，畑 20,154 m²。合計で件数8件，筆数13筆，面積 28,329 m²，田 734 m²，畑 27,595 m²です。これらの件につきましては農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議の程，宜しくお願いいたします。

(議長)次に，順位1について，担当調査委員の13番東委員の説明をお願いします。

(13番委員)はい，13番東です。農地法第3条申請，議案第1号順位1について説明いたします。去る8月9日，譲受人，〇〇〇〇さんに聞き取り調査と，本人立合いの下，申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在，大字〇〇〇〇，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇，地目田，面積 616 m²。大字〇〇〇〇，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇，地目田，面積 118 m²です。譲渡人，住所 中種子町〇〇〇〇番地，〇〇〇〇さん。譲受人，住所 中種子町〇〇〇〇番地，〇〇〇〇さん。申請理由は，譲渡人が相手方の要望，譲受人が経営拡張となっております。場所につきましては，〇〇〇〇と〇〇〇〇の境に〇〇〇〇がございますが，この川の広域農道を〇〇m程上ったところの川沿いの〇〇の田でございます。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆さんのご審議を宜しくお願いいたします。

(議長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありますか。

(事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位2について，担当調査委員の13番東委員の説明をお願いします。

(13番委員)はい，13番東です。議案第1号順位2について説明いたします。去る8月9日，譲受人の〇〇〇〇さんに聞き取り調査と，本人立合いの下，申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在，大字〇〇〇〇，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇-2，地目畑，面積 1,976 m²。大字〇〇〇〇，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇-4，地目畑，面積 829 m²です。譲渡人，住所 鹿児島県〇〇〇〇〇〇〇〇1267番地7，〇〇〇〇さん。譲受人，住所 中種子町〇〇〇〇番地2，〇〇〇〇さん。申請理由は，譲渡人が相手方の要望，譲受人が経営拡張となっております。場所につきましては，〇〇〇〇の〇〇〇〇さん宅の隣の畑の国道を挟んで上と下，2筆となっております。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。

委員の皆さんのご審議を宜しくお願いいたします。

(議 長)事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)申請理由についてですが、〇〇〇〇さんからは、譲渡人が妹へ贈与、譲受人が兄から受贈であり、申請理由の訂正をお願いします。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に、順位3について、担当調査委員の13番東委員の説明をお願いします。

(13番委員)はい、13番東です。議案第1号順位3について説明いたします。去る8月16日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と、本人立合いの下、申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-16、地目畑、面積485㎡です。譲渡人、住所 中種子町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張となっております。場所につきましては、先程の〇〇〇〇さんの譲り受けた田のところの広域農道を上がりますと、〇〇〇〇という〇〇〇〇があります。そこから〇〇m程上がったところでは、調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議を宜しくお願いいたします。

(議 長)ご苦勞様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に、順位4について、担当調査委員の10番石堂委員の説明をお願いします。

(10番委員)はい、10番の石堂です。議案第1号順位4について説明いたします。去る8月6日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-11、地目畑、面積3,428㎡、大字〇〇〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-13、地目畑、面積723㎡です。譲渡人、住所 中種子町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子〇〇〇〇番地1 〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が娘へ贈与、譲受人が父より受贈となっております。場所につきましては、〇〇〇〇でございますが、〇〇〇から来たところに〇〇〇〇がありますが、この〇〇〇〇を〇〇〇〇に向かいまして〇〇m行ったところの右下の畑になります。〇〇〇〇ですが、これは〇〇〇〇を〇〇〇から来まして、〇〇〇〇さんの〇〇〇〇を右手に上がりますと、〇〇〇〇があり、その中間地点の右下の畑になります。調査の結果、労働力、

農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま
す。委員の皆様方のご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議 長)事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に、順位5について、担当調査委員の13番
東委員の説明をお願いします。

(13番委員)はい、13番東です。議案第1号順位5について説明いたします。
去る8月10日、貸人の〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現
地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇〇〇、字〇〇〇〇、
地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積1,898㎡です。貸人、住所 中種子
町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。借人、住所 中種子町〇〇〇〇番地、
〇〇〇〇さん。申請理由は、貸人が相手方の要望、借人が経営開始と
なっており、新規就農となっております。貸借の内容につきましては、
無償による5年の使用貸借件の設定となっております。場所についま
しては、〇〇〇〇の〇〇〇〇の入り口から50m程上がったところの
畑になります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また
取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要
件に関しても支障はないと思われま
す。委員の皆様のご審議を宜しく
お願いいたします。

(議 長)事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)はい、今の案件について説明を行います。今、取得後の下限面積を超
えていると説明がありましたが、新規就農ということで、この案件に
ついては下限面積は超えておりません。1,898㎡です。本町において
は「下限面積50aを維持する」、また「別段面積については、権利移
動の不許可の例外で対応する」となっております。今回の案件につ
きましては、「草花等のハウス栽培、高収益作物で、その経営が集約的
に行われると認められる場合は、下限面積以下でも考慮をする」こと
に該当すると考えます。皆様のご審議を宜しくお願いいたします。

(議 長)局長お願いします。

(事務局長)この案件につきましては、ただ今説明のあった要綱を使うというこ
とで、申請地にはハウスが建っておりまして、レーザーリーフファンを
作るということでございます。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に、順位6について、担当調査委員の11番
鮫島委員の説明をお願いします。

(11番委員)はい、11番の鮫島です。議案第1号順位6について説明いたしま

す。去る8月10日、借人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在、大字〇〇〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積 2,182 m²です。貸人、住所 中種子町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。借人、住所 中種子町〇〇〇〇番地4、〇〇〇〇さん。申請理由は、貸人が相手方の要望、借人が経営開始による貸借となっております。貸借の内容については、無償による3年の使用貸借です。場所につきましては、〇〇〇〇の集落の中央、圃場整備をまっすぐ東の方に向かいまして、圃場整備の終わるところを左に行った、〇〇の畑であります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま。委員の皆様のご審議の程をお願い申し上げます。

(議 長)事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)はい、本案件につきましても、経営開始、新規就農の案件でございます。次に出てくる順位7との面積を合わせまして、下限面積を超えることとなります。以上です。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に、順位7について、担当調査委員の11番鮫島委員の説明をお願いします。

(11番委員)はい、11番の鮫島です。議案第1号順位7について説明します。去る8月10日9時00分より、借人の〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在、大字〇〇〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-6、地目畑、面積 4,324 m²です。貸人、住所 中種子町〇〇〇〇番地1、〇〇〇〇さん。借人、住所 中種子町〇〇〇〇番地4、〇〇〇〇さん。申請理由は、貸人が相手方の要望、借人が経営開始による貸借となっております。貸借の内容については、無償による3年の使用貸借です。場所については、先程言いました〇〇〇〇の集落を圃場整備の真ん中を東の方に行き、畑の中央あたりから南の方に行った突き当りの畑です。現在は、サトウキビの春植えの1年キビが植えられており、2年目から〇〇〇〇さんか耕作することでした。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま。委員の皆様のご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議 長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に、順位8について、担当調査委員の6番上

妻委員の説明をお願いします。

(6番委員)はい、6番の上妻です。議案第1号順位8について説明いたします。去る8月15日午前10時00分、借人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-231、地目畑、面積3,669㎡、大字〇〇〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積3,902㎡、大字〇〇〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積4,179㎡です。貸人、住所 中種子町〇〇〇〇番地2、〇〇〇〇さん。借人、住所 中種子町〇〇〇〇番地2、〇〇〇〇さん。申請理由は、貸人が相手方の要望、借人が経営開始による貸借となっております。貸借の内容については、無償による5年の使用貸借です。場所については、大字〇〇〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-231ですが、これは、国道58号線を〇〇〇〇に向かいますと、〇〇〇〇があります。その50m程手前、右の方に〇〇〇〇に通じる道があるのですが、その道を〇〇〇〇の方に向かいまして〇〇m程行ったところの右側でございます。次に大字〇〇〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-1と大字〇〇〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-1ですが、これは、国道58号線、〇〇〇〇の公民館を〇〇〇〇の方に〇〇m程行きまして、左の方にまっすぐ行った、その周辺でございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様方のご審議の程を宜しくお願いいたします。以上です。

(議長)事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから、採決します。議案第1号、順位1から順位8については許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第1号、「農地法第3条申請について」の所有権移転4件、貸借権4件については、許可することに決定します。

(議長)次に、日程第4、議案第2号、「農地法第5条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。5頁をお開き下さい。議案第2号順位1の農地法第5条申請について説明いたします。申請人、譲受人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇番地1。譲渡人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇番地です。申請農地、大字〇〇〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番1、地目畑、地積991㎡、地番〇〇〇〇番14、地目畑、地積159㎡、計で1150㎡となっております。転用目的、農家住宅の

建設です。申請理由といたしまして、現在申請人は借家住まいのため、父より申請地を譲り受けて夫婦の住宅を建築したいということです。金融機関の融資証明書も提出されております。土地利用規制等は、都市計画区域内、農振農用地外の第1種農地（集落接続施設）に該当と考えます。棟数・面積として、居宅・車庫 148.47 m²、農業倉庫 31.59 m²、通路 159 m²、計 339.06 m²となっております。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長)次に、順位1について、担当調査委員の10番石堂委員の説明をお願いします。

(10番委員)はい、10番石堂です。議案第2号順位1、農地法第5条申請の現地調査について説明をいたします。この案件につきましては、先般8月9日午前9時30分より、濱脇会長、梶原委員、山口推進委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん立合いの下、現地調査をいたしました。場所につきましては、〇〇〇〇の〇〇〇〇から〇〇〇〇に入りまして、〇〇〇〇がありますが、これを左手に上がっていきますと、〇〇〇〇があります。その、ちょうど中間地点の道下の畑です。申請人は、中種子町〇〇〇〇に借家住まいをしております。申請地近くの果樹園で、栽培をしております。今回、申請地を父から譲り受けて、夫婦の住宅を建築しようとするものです。申請地の周囲は、〇〇〇〇に面しており、宅地や譲渡人の畑でもあります。面積につきましては、通行路の面積が加わり、許可基準のおおむね1,000 m²を超えておりますが、町道との勾配が少しありますので、これを考慮しますと、通行路が必要です。段差もあり、やむを得ないところではございました。排水処理についても合併浄化槽を設置し、また隣接地に土砂の流出等の被害が出ないように注意を払うなど、被害防除に関する計画書も提出されております。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われまます。委員の皆さんのご審議の程を宜しく申し上げます。

(議長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員・事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に、順位2について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。6頁をお開き下さい。議案第2号順位2の農地法第5条申請について説明いたします。申請人、借人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん、住所 鹿児島市〇〇〇〇番地5。貸人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇番地2。申請農地、大字〇〇〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番18、地目畑、地積 2,930 m²です。転用目的、その他、風力発電所の設置となっております。申請理由、申請地を借地し、風

力発電所を行います。経済産業省の再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定、九州電力株式会社からの事業用風力発電連系接続検討の回答書も提出されております。土地利用規制等は、都市計画区域外、農振農用地外の第2種農地、その他の農地に該当と考えます。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長)次に、順位2について、担当調査委員の12番中崎委員の説明をお願いします。

(12番委員)はい、12番中崎です。議案第2号順位2、農地法第5条申請の現地調査について説明をいたします。この案件につきましては、先般8月9日午前10時00分より、濱脇会長、杉浦委員、松下推進委員、事務局、申請人の委任の〇〇〇〇立合いの下、現地調査をいたしました。場所につきましては、〇〇〇〇集落の公民館から〇〇〇〇に向けて〇〇m程行ったところから、〇〇〇に上がる道の、上のあたりでございます。申請人は、鹿児島市で建設業を営んでおります。申請地を借地し、風力発電所を設置しようとするものです。申請地付近は、山林、雑種地、申請人の自宅、宅地となっております。境界にはブロック積みを行い、他人の土地に土砂が流出しないように充分注意を行うと、被害防除に関する計画書も提出されております。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われれます。委員の皆さんのご審議をお願いします。

(議長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員・事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(1番委員)すみません。

(議長)1番委員。

(1番委員)1番、永浜です。風力発電は、1台ですか。何台かですか。

(議長)事務局をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。風力発電所を2基、電気室を2室建設する予定となっております。

(議長)1番、よろしいでしょうか。

(1番委員)はい。

(議長)他に、質疑・意見はありませんか。

(6番委員)はい。

(議長)6番委員。

(6番委員)6番、上妻です。この場合、10a 当たりいくらくらいで貸すのですか。

(議長)事務局をお願いします。

(事務局)借地料につきましては、添付書類はついておりませんので、借地料については把握しておりません。

(6番委員)はい、いいです。

(議長)他に、質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号順位1から順位2について、決定することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号、「農地法第5条申請について」は、許可相当ということで決定しました。

(議長)次に日程第5、承認第1号、「農用地利用集積計画の一部変更について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の7頁をお開き下さい。承認第1号、農用地利用集積計画の一部変更について説明いたします。件数2件、筆数4筆、変更面積5,416㎡、契約年数6年の合意による解約でございます。詳細につきましては、8頁から9頁に添付しております。ご審議の程を宜しくお願いします。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから、採決をします。承認第1号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号、「農用地利用集積計画の一部変更について」の件は、承認することに決定しました。

(議長)次に、日程第6、承認第2号、「農用地利用集積計画について」を議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の10頁をお開き下さい。承認第2号、「農用地利用集積計画の承認について」。平成29年8月31日を公告日とする利用権設定、貸借権11件、筆数49筆、面積111,890㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては、11頁から26頁に添付しております。なお利用権設定を受けるものについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)補足説明を、事務局長お願いします。

(事務局長)この件につきましては、利用権設定を受ける者が、鹿児島県地域振興公社となっております。これはすべて、農地中間管理事業で、県地域振興公社が農地中間管理権を取得して、農地の利用集積・集約化を図るための借り入れで、農地の中間管理業務をするための、申請でございます。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については承

認する事に、ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号、「農用地利用集積計画について」の件は、承認することに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成29年第1回、中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者